

平成25年度 南風原町国民健康保険特定健診受診協力員

(町から委嘱された22名の特定健診受診協力員です。)

特定健診受診協力員とは、生活習慣病の発症や重症化を予防するために南風原町国民健康保険加入者に特定健診の受診勧奨を行う、各行政区ごとに配置された地域の協力員です!!

与那覇  あらかき まちこ 新垣 真智子	宮城  なかもと そのこ 仲本 園子	大名  ひが ひろし 比嘉 博	新川  つはこ ひとみ 津波古 一美	東新川  あらた きよこ 新田 喜代子	宮平  おぎどう つとむ 荻堂 勉
兼城  かでのる もりお 嘉手苅 盛雄	本部  しんじょう りしょう 新城 利昌	喜屋武  のほら よしお 野原 義雄	照屋  おおしろ よしこ 大城 ヨシ子	津嘉山  きんじょう てるこ 金城 照子	
津嘉山  かみざと のりこ 神里 則子	山川  ひが りいこ 比嘉 理伊子	神里  あかみね めぐみ 赤嶺 恵	兼本ハイツ  うざ しずえ 宇座 静江	第一団地  やまうち なおみ 山内 尚美	
第二団地  あいはら のりこ 阿波根 紀子	北丘ハイツ  なかもと たかし 仲本 隆	宮平ハイツ  しまぶくろ まさよし 島袋 正良	慶原  めかる しゅんこう 銘苅 春光		

40~74歳までの国保加入者の皆様へ
地域の協力員が、訪問・電話での受診勧奨を行っています。ご協力よろしくお願ひします。
◆◆◆◆お問い合わせ◆◆◆◆
国保年金課 ☎889-1798

Fun to Riding  公安委員会指定  Fun to Driving 

津嘉山自動車学校

サンエーつかざんシティより八重瀬町向け 200m
〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1
TEL.889-5542 ☎ 0120-489052

タクシーのご用命は

松山タクシー	豊見城市字真玉橋 119-1 ☎855-2141
大南タクシー	那覇市仲井真385 ☎855-2114

後期高齢者医療制度

被保険者の皆様へ

平成25年8月から 被保険者証が切り替わります (有効期限が平成26年7月31日となります)

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成25年 7月31日

被保険者番号 12345678

住所 うるま市石川石崎1-1

氏名 後期 太郎 男

生年月日 昭和 5年 7月 5日

加入日 平成 20年 4月 1日

退会日 平成 24年 8月 1日

1割(または3割)

3|9|4|7|2|1|3|9

被保険者証の色(ピンク)の変更はありません

➔

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成26年 7月31日

被保険者番号 12345678

住所 うるま市石川石崎1-1

氏名 後期 太郎 男

生年月日 昭和 5年 7月 5日

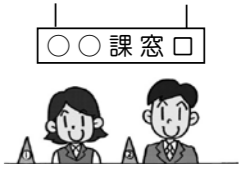
加入日 平成 20年 4月 1日

退会日 平成 25年 8月 1日

1割(または3割)

3|9|4|7|2|1|3|9

新しい被保険者証は、7月下旬までに南風原町役場から郵送又は窓口等で交付します。
8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。
被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

●減額認定証とは？
後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方が療養(入院・外来)を受ける場合には、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代等が減額されます。
減額認定証の交付は、広域連合にて認定された該当者については8月の定期更新時に被保険者証と同封します。なお、初めて申請する等は、原則申請手続きが必要になりますので、南風原町役場国保年金課にお問い合わせください。減額認定証は申請した月の初日から適用となります。

■自己負担限度額

所得区分	外来+入院(世帯単位)の限度額	食事代の自己負担額(1食あたり)	
一般	44,400円	260円	
区分(低所得)Ⅱ	24,600円	90日までの入院(長期入院非該当)	210円
		過去12カ月以内に90日を超える入院(長期入院該当) ※	160円
区分(低所得)Ⅰ	15,000円	100円	

※「限度額適用・標準負担額減額認定証[区分(低所得)Ⅱ]」の認定を受けている期間の入院日数が計算対象になります。長期入院該当になる方は、再度申請が必要になりますので、入院日数が分かる書類等を持参し、市町村窓口で申請してください。

- 該当する方
区分(低所得)Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方(年金の控除額を80万円として計算)
区分(低所得)Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方[区分(低所得)Ⅰに該当する方を除く]
- 申請手続きが不要の方
被保険者証に減額認定証(区分低Ⅰまたは低Ⅱ)が同封されている方(今までに減額認定証の申請を行ったことがある方で、広域連合の定期判定で減額認定証の交付認定された方)
- 申請手続きが必要となる方
被保険者証に減額認定証が同封されていない方(平成25年度に住民税非課税世帯に属する方)
*今までに減額認定証の申請を行ったことがなく、初めて申請される方
*長期入院該当候補者(平成24年8月~平成25年4月の間に入院が1日以上ある方)
→南風原町役場窓口にお問い合わせください。
- 減額認定証に該当しない方
○平成25年7月31日有効期限の減額認定証をお持ちの方であっても、平成25年度住民税課税世帯に属する方については減額認定証の認定要件に該当いたしません。
- 世帯構成員に未申告がいる方
○世帯構成員に平成25年度所得未申告の方がいる場合は、申告が必要となります。申告により住民税非課税世帯に属する方で、交付を希望される方は申請してください。

お問い合わせ 国保年金課 後期高齢者医療係 ☎889-1798